

議案第1号

令和6年度

久慈市一般会計補正予算

(第6号)

令和6年度久慈市一般会計補正予算(第6号)

令和6年度久慈市の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ721,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,865,116千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年12月5日提出

岩手県久慈市長 遠藤 譲一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10 地方交付税		6,897,423	3,440	6,900,863
	1 地方交付税	6,897,423	3,440	6,900,863
13 使用料及び手数料		75,271	60	75,331
	1 使用料	57,565	60	57,625
14 国庫支出金		3,929,154	248,069	4,177,223
	1 国庫負担金	2,146,978	244,627	2,391,605
	2 国庫補助金	1,774,029	3,442	1,777,471
15 県支出金		1,576,633	48,407	1,625,040
	1 県負担金	864,445	23,858	888,303
	2 県補助金	560,204	24,549	584,753
16 財産収入		36,397	2,596	38,993
	2 財産売払収入	21,143	2,596	23,739
17 寄附金		463,100	3,963	467,063
	1 寄附金	463,100	3,963	467,063
19 繰越金		1,018,202	120,265	1,138,467
	1 繰越金	1,018,202	120,265	1,138,467
20 諸収入		747,431	3,000	750,431
	4 雑入	506,489	3,000	509,489
21 市債		2,541,532	291,400	2,832,932
	1 市債	2,541,532	291,400	2,832,932
歳 入 合 計		23,143,916	721,200	23,865,116

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議会費		196,202	863	197,065
	1 議会費	196,202	863	197,065
2 総務費		4,191,040	51,086	4,242,126
	1 総務管理費	3,737,876	49,606	3,787,482
	2 徴税费	232,386	3,745	236,131
	3 戸籍住民基本台帳費	80,146	△2,648	77,498
	4 選挙費	107,975	299	108,274
	6 監査委員費	21,967	84	22,051
3 民生費		6,560,258	189,643	6,749,901
	1 社会福祉費	3,236,033	158,900	3,394,933
	2 児童福祉費	2,651,055	30,127	2,681,182
	3 生活保護費	673,170	616	673,786
4 衛生費		1,527,369	23,607	1,550,976
	1 保健衛生費	824,648	3,134	827,782
	2 清掃費	702,721	20,473	723,194
5 労働費		47,387	132	47,519
	1 労働諸費	47,387	132	47,519
6 農林水産業費		887,232	10,303	897,535
	1 農業費	303,285	10,749	314,034
	2 林業費	244,031	2,512	246,543
	3 水産業費	339,916	△2,958	336,958
7 商工費		929,152	4,486	933,638
	1 商工費	929,152	4,486	933,638
8 土木費		1,612,238	△1,916	1,610,322
	1 土木管理費	19,823	69	19,892
	2 道路橋梁費	1,006,760	△788	1,005,972
	3 河川費	70,575	31	70,606
	5 都市計画費	437,668	△1,237	436,431
	6 住宅費	75,471	9	75,480
9 消防費		984,216	17,850	1,002,066

第2表 債務負担行為補正

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 消防費	984,216	17,850	1,002,066
10 教育費		3,401,377	127,356	3,528,733
	1 教育総務費	276,424	32,159	308,583
	2 小学校費	1,625,293	95,164	1,720,457
	3 中学校費	284,639	2,070	286,709
	4 社会教育費	543,230	△8,818	534,412
	5 保健体育費	671,791	6,781	678,572
11 災害復旧費		501,793	297,790	799,583
	1 公共土木施設災害復旧費	404,005	192,013	596,018
	2 農林水産施設災害復旧費	40,288	10,979	51,267
	4 都市計画施設災害復旧費	56,200	94,798	150,998
歳 出 合 計		23,143,916	721,200	23,865,116

追 加

事 項	期 間	限 度 額
農業近代化資金利子補給	令和7年度から 令和20年度まで	千円 2,100
漁業近代化資金利子補給	令和7年度から 令和11年度まで	22
久慈市交流促進センター指定管理費	令和7年度から 令和9年度まで	102,258

第3表 地方債補正

(1) 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
三陸鉄道災害復旧事業	千円 3,400	証書借入又は証券発行	%以内 5.0	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

(2) 変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共施設等整備事業	千円 275,000	証書借入又は証券発行	%以内 5.0	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
道路整備事業	382,500	同上	同上	同上
学校教育施設等整備事業	882,500	同上	同上	同上
現年発生補助災害復旧事業	4,100	同上	同上	同上

補正後			
限度額	起債の方法	利率	償還の方法
千円 274,200	証書借入又は証券発行	%以内 5.0	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
379,500	同上	同上	同上
1,073,900	同上	同上	同上
104,500	同上	同上	同上

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
10 地方交付税	6,897,423	3,440	6,900,863
13 使用料及び手数料	75,271	60	75,331
14 国庫支出金	3,929,154	248,069	4,177,223
15 県支出金	1,576,633	48,407	1,625,040
16 財産収入	36,397	2,596	38,993
17 寄附金	463,100	3,963	467,063
19 繰越金	1,018,202	120,265	1,138,467
20 諸収入	747,431	3,000	750,431
21 市債	2,541,532	291,400	2,832,932
歳入合計	23,143,916	721,200	23,865,116

一般会計補正予算説明書

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	196,202	863	197,065
2 総務費	4,191,040	51,086	4,242,126
3 民生費	6,560,258	189,643	6,749,901
4 衛生費	1,527,369	23,607	1,550,976
5 労働費	47,387	132	47,519
6 農林水産業費	887,232	10,303	897,535
7 商工費	929,152	4,486	933,638
8 土木費	1,612,238	△1,916	1,610,322
9 消防費	984,216	17,850	1,002,066
10 教育費	3,401,377	127,356	3,528,733
11 災害復旧費	501,793	297,790	799,583
歳出合計	23,143,916	721,200	23,865,116

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
			863
3,292	2,600	4,280	40,914
85,024			104,619
			23,607
			132
11,249		2,596	△3,542
			4,486
	△3,000		1,084
			17,850
	191,400	380	△64,424
196,911	100,400		479
296,476	291,400	7,256	126,068

2 歳 入

10款 地方交付税

1項 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 地方交付税	6,897,423	3,440	6,900,863
計	6,897,423	3,440	6,900,863

13款 使用料及び手数料

1項 使用料

8 教育使用料	5,566	60	5,626
計	57,565	60	57,625

14款 国庫支出金

1項 国庫負担金

1 民生費負担金	2,137,977	47,716	2,185,693
3 災害復旧費負担金	7,721	196,911	204,632
計	2,146,978	244,627	2,391,605

14款 国庫支出金

2項 国庫補助金

1 総務費補助金	867,099	3,292	870,391
2 民生費補助金	156,015	150	156,165
計	1,774,029	3,442	1,777,471

15款 県支出金

1項 県負担金

1 民生費負担金	863,655	23,858	887,513
計	864,445	23,858	888,303

15款 県支出金

2項 県補助金

2 民生費補助金	238,162	13,300	251,462
5 農林水産業費補助金	181,608	11,249	192,857
計	560,204	24,549	584,753

16款 財産収入

2項 財産売払収入

1 不動産売払収入	21,141	2,596	23,737
計	21,143	2,596	23,739

節		説 明	
区 分	金 額		千円
1 地方交付税	3,440	普通交付税	3,440

1 学校施設	60	学校開放屋外運動場照明施設	60
--------	----	---------------	----

1 社会福祉	41,220	障害者自立支援給付費（1/2）	41,220
3 児童福祉	6,496	障害児通所等給付費（1/2）	6,496
1 土木施設災害復旧負担金	189,811	土木施設災害復旧費負担金	189,811
3 林業施設災害復旧費負担金	7,100	林業施設災害復旧費負担金	7,100

1 電子自治体	3,292	個人番号カード交付事業 社会保障・税番号制度システム整備事業	240 3,052
2 児童福祉	150	保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金	150

1 社会福祉	20,610	障害者自立支援給付費（1/4）	20,610
3 児童福祉	3,248	障害児通所等給付費（1/4）	3,248

1 社会福祉	13,300	灯油高騰対策緊急特別支援事業	13,300
2 農業振興	11,249	農業支援サービス事業緊急拡大支援事業費	11,249

2 立木売払収入	2,596	立木売払収入	2,596
----------	-------	--------	-------

10款 地方交付税 13款 使用料及び手数料 14款 国庫支出金 15款 県支出金
16款 財産収入

17款 寄附金
1項 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 一般寄附金	461,000	2,363	463,363
2 総務費寄附金	2,100	1,600	3,700
計	463,100	3,963	467,063

19款 繰越金
1項 繰越金

1 繰越金	1,018,202	120,265	1,138,467
計	1,018,202	120,265	1,138,467

20款 諸収入
4項 雑入

4 雑入	505,989	3,000	508,989
計	506,489	3,000	509,489

21款 市債
1項 市債

1 総務債	323,200	2,600	325,800
7 土木債	456,400	△3,000	453,400
9 教育債	1,062,900	191,400	1,254,300
11 災害復旧債	489,500	100,400	589,900
計	2,541,532	291,400	2,832,932

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
1 一般寄附金	2,363	一般寄附金	2,363
1 総務費寄附金	1,600	企業版ふるさと納税寄附金	1,600

1 繰越金	120,265	前年度繰越金	120,265
-------	---------	--------	---------

19 地域情報化	3,000	夢ネット事業	3,000
----------	-------	--------	-------

2 総務管理	△800	公共施設等整備事業債	△800
3 鉄道	3,400	三陸鉄道災害復旧事業債	3,400
1 道路橋梁	△3,000	道路整備事業債	△3,000
1 文教施設	191,400	学校教育施設等整備事業債	191,400
1 現年災害	100,400	現年発生補助災害復旧事業債	100,400

3 歳 出

1 款 議会費 1 項 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	千円 196,202	千円 863	千円 197,065	千円	千円	千円	千円 863
計	196,202	863	197,065				863

2 款 総務費 1 項 総務管理費

1 一般管理費	1,265,545	28,396	1,293,941				28,396
5 財産管理費	770,295	2,703	772,998		△800	895	2,608
6 企画費	1,331,528	17,453	1,348,981		3,400	3,000	11,053
7 市民センター費	240,792	1,054	241,846			385	669
計	3,737,876	49,606	3,787,482		2,600	4,280	42,726

2 款 総務費 2 項 徴税费

1 税務総務費	169,154	3,745	172,899				3,745
計	232,386	3,745	236,131				3,745

節		説 明	
区 分	金 額		
3 職員手当等	千円 863	職員給与費	千円 863

1 報酬	14,815	特別職給与費	61
2 給料	71	職員給与費	6,448
3 職員手当等	2,250	産休、病休代替等会計年度任用職員給与費	19,866
4 共済費	8,526	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金返還金	2,021
8 旅費	713		
22 償還金、利 子及び割引 料	2,021		
10 需用費	2,703	庁舎維持管理費 車両管理経費 (財源更正)	2,703 895
4 共済費	△156	夢ネット事業費	3,000
7 報償費	△44	地域おこし協力隊設置経費	△370
8 旅費	△173	三陸鉄道災害復旧事業負担金	3,493
10 需用費	3,350	三陸鉄道運行支援事業負担金	11,330
11 役務費	△46		
13 使用料及び 賃借料	△150		
15 原材料費	9		
18 負担金、補 助及び交付 金	14,663		
3 職員手当等	156	職員給与費	176
4 共済費	20	市民センター運営管理費	878
8 旅費	432		
10 需用費	61		
17 備品購入費	385		

3 職員手当等	3,053	職員給与費	3,745
4 共済費	692		

2款 総務費

3項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 戸籍住民基本台帳費	千円 80,146	千円 △2,648	千円 77,498	千円 3,292	千円	千円	千円 △5,940
計	80,146	△2,648	77,498	3,292			△5,940

2款 総務費

4項 選挙費

1 選挙管理委員会費	23,936	299	24,235				299
計	107,975	299	108,274				299

2款 総務費

6項 監査委員費

1 監査委員費	21,967	84	22,051				84
計	21,967	84	22,051				84

3款 民生費

1項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	1,883,436	107,771	1,991,207	75,130			32,641
2 老人福祉費	1,345,540	52,027	1,397,567				52,027
3 国民年金費	6,960	△898	6,062				△898
計	3,236,033	158,900	3,394,933	75,130			83,770

3款 民生費

2項 児童福祉費

1 児童福祉総務費	429,563	31,162	460,725	9,744			21,418
-----------	---------	--------	---------	-------	--	--	--------

節		説 明	千円
区 分	金 額		
2 給料	△3,000	職員給与費	△5,940
3 職員手当等	△1,440	戸籍住民基本台帳事務経費	3,052
4 共済費	△1,500	個人番号カード等事務経費	240
12 委託料	3,052		
17 備品購入費	240		

3 職員手当等	299	職員給与費	299
---------	-----	-------	-----

2 給料	75	職員給与費	84
4 共済費	9		

2 給料	△3,000	職員給与費	△3,586
3 職員手当等	△586	福祉の村維持管理費	1,090
10 需用費	1,223	障害者自立支援事業費	82,441
11 役務費	1,093	障害支援区分等認定審査運営経費	158
19 扶助費	109,041	福祉灯油等購入費助成事業費	27,668
10 需用費	△97	介護保険事務経費	993
12 委託料	993	敬老事業経費	△836
18 負担金、補助及び交付金	50,472	高齢者補聴器購入助成事業費	659
		久慈広域連合介護保険負担金	43,676
		岩手県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金	7,535
19 扶助費	659		
2 給料	△1,000	職員給与費	△898
3 職員手当等	102		

3 職員手当等	290	職員給与費	351
4 共済費	61	児童福祉事務費	17,819
19 扶助費	12,992	児童福祉事業費	12,992
22 償還金、利子及び割引料	17,819		

2款 総務費 3款 民生費

3款 民生費
2項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 児童福祉運営費	2,090,226	2,022	2,092,248	150			1,872
3 児童福祉施設費	131,266	△3,057	128,209				△3,057
計	2,651,055	30,127	2,681,182	9,894			20,233

3款 民生費
3項 生活保護費

1 生活保護総務費	60,170	616	60,786				616
計	673,170	616	673,786				616

4款 衛生費
1項 保健衛生費

1 保健衛生総務費	540,103	3,134	543,237				3,134
計	824,648	3,134	827,782				3,134

4款 衛生費
2項 清掃費

1 清掃総務費	702,721	20,473	723,194				20,473
計	702,721	20,473	723,194				20,473

5款 労働費
1項 労働諸費

1 労働諸費	37,763	132	37,895				132
--------	--------	-----	--------	--	--	--	-----

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
18 負担金、補助及び交付金	225	子育てのための施設等利用給付事業費 子育て世帯生活支援特別給付金返還金 保育所等性被害防止対策設備等支援事業費補助金	201 1,596 225
22 償還金、利子及び割引料	1,797		
2 給料	△3,000	職員給与費	△3,057
3 職員手当等	243	児童館運営費	
4 共済費	△300	(組替)	580
12 委託料	△580		
17 備品購入費	580		

2 給料	56	職員給与費	616
3 職員手当等	558		
4 共済費	2		

2 給料	△3,000	職員給与費	△5,500
3 職員手当等	△1,500	養育医療給付事業費	1,079
4 共済費	△1,000	母子保健医療対策総合支援事業費	817
22 償還金、利子及び割引料	8,634	出産・子育て応援事業費	6,738

2 給料	372	職員給与費	915
3 職員手当等	462	久慈広域連合塵芥処理負担金	9,502
4 共済費	81	久慈広域連合し尿処理負担金	10,056
18 負担金、補助及び交付金	19,558		

4 共済費	32	職員給与費 労政事務費	32 100
-------	----	----------------	-----------

3款 民生費 4款 衛生費 5款 労働費

5款 労働費

1項 労働諸費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
計	47,387	132	47,519				132

6款 農林水産業費

1項 農業費

2 農業総務費	135,693	△500	135,193				△500
3 農業振興費	46,275	11,249	57,524	11,249			
計	303,285	10,749	314,034	11,249			△500

6款 農林水産業費

2項 林業費

1 林業総務費	35,048	240	35,288				240
2 林業振興費	208,983	2,272	211,255			2,596	△324
計	244,031	2,512	246,543			2,596	△84

6款 農林水産業費

3項 水産業費

1 水産業総務費	166,798	△112	166,686				△112
4 漁港建設費	152,594	△2,846	149,748				△2,846
計	339,916	△2,958	336,958				△2,958

7款 商工費

1項 商工費

1 商工総務費	202,772	2,697	205,469				2,697
2 商工業振興費	404,717	300	405,017				300
3 観光費	263,442	1,489	264,931				1,489

節		説明	千円
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	100		

2 給料	△1,000	職員給与費	△556
3 職員手当等	444	農業近代化資金利子補給	56
18 負担金、補助及び交付金	56		
18 負担金、補助及び交付金	11,249	農業支援サービス事業緊急拡大支援事業費補助金	11,249

3 職員手当等	36	職員給与費	240
4 共済費	204		
18 負担金、補助及び交付金	2,272	森林整備事業費 (財源更正) 部分林分収交付金	324 2,272

3 職員手当等	△112	職員給与費	△112
2 給料	△2,000	職員給与費	△2,846
3 職員手当等	△446		
4 共済費	△400		

2 給料	333	職員給与費	2,697
3 職員手当等	1,450		
4 共済費	914		
18 負担金、補助及び交付金	300	研究機関等連携促進事業費補助金	300
12 委託料	1,489	観光施設維持管理費	1,489

5款 労働費 6款 農林水産業費 7款 商工費

7款 商工費
1項 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	929,152	4,486	933,638				4,486

8款 土木費
1項 土木管理費

1 土木総務費	19,823	69	19,892				69
計	19,823	69	19,892				69

8款 土木費
2項 道路橋梁費

1 道路橋梁総務費	136,067	1,486	137,553				1,486
2 道路維持費	515,653	802	516,455				802
3 道路新設改良費	355,040	△3,076	351,964		△3,000		△76
計	1,006,760	△788	1,005,972		△3,000		2,212

8款 土木費
3項 河川費

1 河川改良費	70,575	31	70,606				31
計	70,575	31	70,606				31

8款 土木費
5項 都市計画費

1 都市計画総務費	49,044	△1,379	47,665				△1,379
2 街路事業費	15,000	142	15,142				142
計	437,668	△1,237	436,431				△1,237

8款 土木費
6項 住宅費

1 住宅管理費	75,471	9	75,480				9
---------	--------	---	--------	--	--	--	---

節		説明
区分	金額	
	千円	千円

3 職員手当等	67	職員給与費	69
4 共済費	2		

2 給料	947	職員給与費	1,486
3 職員手当等	170		
4 共済費	369		
10 需用費	3,420	道路維持補修経費	△2,420
11 役務費	△198	車両管理経費	3,222
13 使用料及び賃借料	△2,420		
3 職員手当等	△76	職員給与費	△76
10 需用費	△47	道路新設改良事業費〔補助〕	
12 委託料	△138	(組替)	2,535
14 工事請負費	△810	道路新設改良事業費〔単独〕	△3,000
16 公有財産購入費	245		
21 補償、補填及び賠償金	△2,250		

3 職員手当等	31	職員給与費	31
---------	----	-------	----

2 給料	△1,200	職員給与費	△1,379
3 職員手当等	21		
4 共済費	△200		
3 職員手当等	114	職員給与費	142
4 共済費	28		

4 共済費	9	職員給与費	9
-------	---	-------	---

7款 商工費 8款 土木費

8款 土木費
6項 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
計	千円 75,471	千円 9	千円 75,480	千円	千円	千円	千円 9

9款 消防費
1項 消防費

1 消防総務費	683,260	17,055	700,315				17,055
5 災害対策費	88,803	795	89,598				795
計	984,216	17,850	1,002,066				17,850

10款 教育費
1項 教育総務費

2 事務局費	237,255	8,753	246,008				8,753
5 教育研究指導費	31,321	23,406	54,727				23,406
計	276,424	32,159	308,583				32,159

10款 教育費
2項 小学校費

1 学校管理費	265,653	2,584	268,237		2,000	220	364
2 教育振興費	101,254	0	101,254			100	△100
3 学校建設費	1,258,386	92,580	1,350,966		185,900		△93,320
計	1,625,293	95,164	1,720,457		187,900	320	△93,056

10款 教育費
3項 中学校費

1 学校管理費	213,338	2,070	215,408		3,500		△1,430
---------	---------	-------	---------	--	-------	--	--------

節		説明
区 分	金 額	
	千円	千円

2 給料	△500	職員給与費	△232
3 職員手当等	240	久慈広域連合消防負担金	17,287
4 共済費	28		
18 負担金、補助及び交付金	17,287		
10 需用費	1,201	災害対策事業費	△477
12 委託料	△1,678	自主防災組織資機材整備費等補助金	1,272
18 負担金、補助及び交付金	1,272		

2 給料	2,830	特別職給与費	83
3 職員手当等	3,787	職員給与費	8,822
4 共済費	2,288	学校運営協議会経費	△152
7 報償費	△152		
1 報酬	122	教師用教科書指導書購入経費	23,254
8 旅費	30	スクールソーシャルワーカー派遣事業費	152
10 需用費	23,254		

4 共済費	1	職員給与費	1
10 需用費	2,363	学校管理経費	220
17 備品購入費	220	学校維持補修経費	2,363
		情報処理教育振興事業費 (財源更正)	100
12 委託料	20,802	久慈湊小学校移転改築事業費	92,580
14 工事請負費	71,778		

3 職員手当等	270	職員給与費	366
4 共済費	624	外国語指導助手招へい事業費	528

8款 土木費 9款 消防費 10款 教育費

10款 教育費
3項 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	284,639	2,070	286,709		3,500		△1,430

10款 教育費
4項 社会教育費

1 社会教育総務費	139,051	△8,872	130,179				△8,872
2 図書館費	71,057	54	71,111				54
3 文化会館費	309,935	0	309,935				
計	543,230	△8,818	534,412				△8,818

10款 教育費
5項 保健体育費

1 保健体育総務費	56,216	1,998	58,214			60	1,938
2 体育施設費	195,065	746	195,811				746
3 学校給食費	420,510	4,037	424,547				4,037
計	671,791	6,781	678,572			60	6,721

節		説 明	千円
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	1,176	学校維持補修経費 (財源更正) 中学校文化・体育大会参加補助金	3,500 1,176

2 給料	△5,000	職員給与費	△8,872
3 職員手当等	△1,572	文化財保管・展示施設維持管理費 (組替)	90
4 共済費	△2,300		
7 報償費	△16	学校・家庭・地域の連携協力推進事業費 (組替)	16
8 旅費	6		
10 需用費	83		
11 役務費	17		
12 委託料	△90		
8 旅費	54	図書館運営管理費	△103
10 需用費	157	移動図書館車管理経費	157
13 使用料及び賃借料	△157		
8 旅費	103	文化会館運営管理費 (組替)	201
10 需用費	98		
12 委託料	△201		

2 給料	△2,000	職員給与費	△1,243
3 職員手当等	757	学校体育施設開放事業費	△686
7 報償費	△776	生涯スポーツ全国大会等出場経費補助金	3,927
10 需用費	90		
18 負担金、補助及び交付金	3,927		
10 需用費	743	体育施設維持管理費	746
11 役務費	29		
12 委託料	△26		
2 給料	△3,000	職員給与費	△4,437
3 職員手当等	△937	学校給食センター運営管理費	8,474
4 共済費	△500		
10 需用費	11,027		
12 委託料	△2,553		

11款 災害復旧費

1項 公共土木施設災害復旧費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 道路橋梁災害復旧費	298,075	132,653	430,728	87,753	44,900		
2 河川災害復旧費	105,930	59,360	165,290	39,360	20,000		
計	404,005	192,013	596,018	127,113	64,900		

11款 災害復旧費

2項 農林水産施設災害復旧費

3 林業施設災害復旧費	11,630	10,979	22,609	7,100	3,400		479
計	40,288	10,979	51,267	7,100	3,400		479

11款 災害復旧費

4項 都市計画施設災害復旧費

1 都市公園災害復旧費	56,200	94,798	150,998	62,698	32,100		
計	56,200	94,798	150,998	62,698	32,100		

節		説明	金額
区分	金額		
	千円		千円
8 旅費	100	現年発生補助災害復旧事業費	132,653
10 需用費	989		
14 工事請負費	131,564		
8 旅費	100	現年発生補助災害復旧事業費	59,360
10 需用費	249		
14 工事請負費	59,011		

10 需用費	162	現年発生補助災害復旧事業費	10,979
14 工事請負費	10,657		
15 原材料費	160		

10 需用費	300	現年発生補助災害復旧事業費	94,798
14 工事請負費	94,000		
17 備品購入費	498		

補正予算給与費明細書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	寒冷地 手当 (千円)	その他 の 手当 (千円)	計 (千円)				
補正後	長 等	3		24,516	7,871 (3.35)	267	135	32,789	8,742	41,531	
	議 員	20	74,052		23,774 (3.35)			97,826	21,356	119,182	
	その他の 特別職	1,982	113,023					113,023		113,023	
	計	2,005	187,075	24,516	31,645	267	135	243,638	30,098	273,736	
補正前	長 等	3		24,516	7,871 (3.35)	267	102	32,756	8,631	41,387	
	議 員	20	74,052		23,774 (3.35)			97,826	21,356	119,182	
	その他の 特別職	1,982	113,023					113,023		113,023	
	計	2,005	187,075	24,516	31,645	267	102	243,605	29,987	273,592	
比 較	長 等						33	33	111	144	
	議 員										
	その他の 特別職										
	計						33	33	111	144	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(284) 347	343,797	1,376,326	917,701	2,637,824	722,067	3,359,891	
補正前	(276) 351	328,860	1,399,342	908,860	2,637,062	714,644	3,351,706	
比 較	(8) △4	14,937	△ 23,016	8,841	762	7,423	8,185	

備考 () 内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたものを。

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)
	補正後		42,958	25,616	1,105	432	22,794
補正前		38,868	24,509	1,075	432	20,274	114,305
比 較		4,090	1,107	30		2,520	8,500
区 分	特別調整額 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末・勤勉手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)		
補正後	29,238		21,109	650,456	1,188		
補正前	29,238		20,992	657,979	1,188		
比 較			117	△ 7,523			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(5) 328		1,224,320	734,865	1,959,185	599,482	2,558,667	
補正前	(6) 332		1,247,407	727,477	1,974,884	595,245	2,570,129	
比 較	(△1) △4		△ 23,087	7,388	△ 15,699	4,237	△ 11,462	

備考 () 内は、再任用短時間勤務職員を外書きしたもの。

区 分	扶養手当	通勤手当	宿日直手当	特殊勤務手当	住居手当	超過勤務手当
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後	42,958	17,623	1,105	432	22,794	112,760
補正前	38,868	16,516	1,075	432	20,274	104,260
比 較	4,090	1,107	30		2,520	8,500
区 分	特別調整額 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末・勤勉手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	
補正後	29,238		21,109	485,658	1,188	
補正前	29,238		20,992	494,634	1,188	
比 較			117	△ 8,976		

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(279) 19	343,797	152,006	182,836	678,639	122,585	801,224	
補正前	(270) 19	328,860	151,935	181,383	662,178	119,399	781,577	
比 較	(9)	14,937	71	1,453	16,461	3,186	19,647	

備考 () 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたもの。

区 分	通勤手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	期末・勤勉手当 (千円)
補正後	7,993			10,045	164,798
補正前	7,993			10,045	163,345
比 較					1,453

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
		その他の 増減分			
報 酬	14,937		14,937	○実績見込みによる増	
給 料	△ 23,016		△ 23,016	○実績見込みによる減	
職員手当	8,841		8,841	○実績見込みによる増	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
		その他の 増減分			
給 料	△ 23,087		△ 23,087	○実績見込みによる減	
職員手当	7,388		7,388	○実績見込みによる増	

イ 会計年度任用職員

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
		その他の 増減分			
報 酬	14,937		14,937	○実績見込みによる増	
給 料	71		71	○実績見込みによる増	
職員手当	1,453		1,453	○実績見込みによる増	

地方債の前年度末における現在高及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
		当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
	千円	千円	千円	千円
1 総務債	1,448,251	325,800	114,104	1,659,947
2 民生債	49,671		30,172	19,499
3 衛生債	1,446,207	23,000	102,089	1,367,118
4 労働債		1,200		1,200
5 農林水産業債	1,608,022	90,300	215,470	1,482,852
6 商工債	1,717,155	14,300	95,062	1,636,393
7 土木債	2,934,995	453,400	469,181	2,919,214
8 消防債	167,295	33,200	44,973	155,522
9 教育債	1,940,504	1,254,300	202,157	2,992,647
10 災害復旧債	2,838,833	589,900	309,002	3,119,731
11 減収補てん債	42,343		5,751	36,592
12 住民税等減税補てん債	11,737		6,303	5,434
13 臨時財政対策債	6,117,020	47,532	622,540	5,542,012
合 計	20,322,033	2,832,932	2,216,804	20,938,161

議案第2号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(平成18年久慈市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第18条の2第3号及び第4号並びに第18条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第2条 消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成18年久慈市条例第164号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(行政不服審査法施行条例の一部改正)

第3条 行政不服審査法施行条例(平成28年久慈市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第14条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年久慈市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第15条第3号及び第4号並びに第16条第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正)

第5条 個人情報保護に関する法律施行条例(令和5年久慈市条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第4項及び第5項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によ

ることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。））、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正及び会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第18条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）又は第4条の規定による改正後の会計年度任用職員の給与等に関する条例第16条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

令和6年12月5日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

提案理由

刑法の一部改正に伴い、関係条例について所要の整備をしようとするものである。

議案第3号

手数料条例及び国民健康保険診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

(手数料条例の一部改正)

第1条 手数料条例(平成18年久慈市条例第78号)の一部を次のように改正する。

第2条第31号中「300円」を「350円」に改める。

(国民健康保険診療所使用料及び手数料条例の一部改正)

第2条 国民健康保険診療所使用料及び手数料条例(平成18年久慈市条例第85号)の一部を次のように改正する。

別表の2の表中

点数
213点
320点
213点

を

点数
300点
320点
300点

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の手数料条例は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる印鑑登録証の交付について適用し、施行日前に行われる印鑑登録証の交付については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の国民健康保険診療所使用料及び手数料条例は、施行日以後に行われる請求に対する診断書の交付に係る手数料について適用し、施行日前に行われる請求に対する診断書の交付に係る手数料については、なお従前の例による。

令和6年12月5日提出

久慈市長 遠藤 譲一

提案理由

手数料を改定しようとするものである。

議案第4号

山形総合センター条例等の一部を改正する条例

(山形総合センター条例の一部改正)

第1条 山形総合センター条例（平成18年久慈市条例第79号）の一部を次のように改正する。

別表第2中表の部分を次のように改める。

区分	9時から12時まで	13時から17時まで	18時から22時まで
研修室	円 690	円 920	円 920
和室	660	880	880
第1講習会室	690	920	920
第2講習会室	660	880	880
講堂	2,310	3,080	3,080

(福祉の村条例の一部改正)

第2条 福祉の村条例（平成18年久慈市条例第94号）の一部を次のように改正する。

別表第2中表の部分を次のように改める。

区分	単位	利用料金の上限額		附属の設備の利用料金の上限額
		幼児、児童及び中学校生徒	高等学校生徒及び一般	
屋内温水プール	普通使用 1回につき	円 330	円 550	1 野外ステージの電灯及び電気料実費を基準として市長が定める額 2 茶室の暖房料利用料金の額の100分の30に相当する額
		2,970	4,950	
	30回につき	7,920	13,200	
	50回につき	11,550	19,250	
30人以上の団体	1人1回につき	220	440	
野外ステージ	1時間につき	550円		
茶室1 茶室2 茶室3	1室1時間につき	330円		

別表第2備考中「620円」を「680円」に改める。

(老人福祉センター条例の一部改正)

第3条 老人福祉センター条例（平成18年久慈市条例第105号）の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

区分	単位	使用料			
		60歳以上の者	12歳以上60歳未満の者		6歳以上12歳未満の者
		市外	市内	市外	市外
個人	1回につき	円 110	円 110	円 170	円 60
25人以上の団体	1人1回につき	90	90	110	50
暖房料	1人1回につき	20	20	20	20

(地域農村センター条例の一部改正)

第4条 地域農村センター条例（平成18年久慈市条例第112号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表を次のように改める。

区分	単位	使用料又は利用料金の上限額			
		9時から17時までの使用		17時から22時までの使用	
		4時間未満	4時間以上	3時間未満	3時間以上
研修室兼集会室 多目的ホール トレーニング室	1室につき	円 1,010	円 1,320	円 1,010	円 1,320
食生活実習室 調理実習室 講座室 会議室 和室 営農研修室	1室につき	410	560	410	560

集会室					
保健相談室					
健康管理室					

別表の2の(1)の表を次のように改める。

(1) 普通利用料金

区分	単位	利用料金の上限額					
		9時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 22時まで	9時から 17時まで	12時から 22時まで	9時から 22時まで
集会室	1室につき	円 2,510	円 2,840	円 3,350	円 4,190	円 4,190	円 8,390
講座室	1室につき	830	830	1,000	1,340	1,340	2,680
調理実 習室	1室につき	1,160	1,340	1,500	2,010	2,010	4,190
小会議 室	1室につき	830	830	1,000	1,340	1,340	2,680

別表の3の表中表の部分を次のように改める。

区分	単位	利用料金の上限額		
		9時から12 時まで	13時から16 時まで	16時から21 時まで
遊泳場	児童及び中学校生徒	円 50	円 50	円
	高等学校生徒及び一般	100	100	
トレーニ ング室	児童及び中学校生徒	50	50	90
	高等学校生徒及び一般	100	100	190
広場	児童及び中学校生徒	50	50	
	高等学校生徒及び一般	90	90	

(交流促進センター条例の一部改正)

第5条 交流促進センター条例（平成18年久慈市条例第113号）の一部を次のように改正する。

別表第2中表の部分を次のように改める。

区分		単位	利用料金の上限額
宿泊室	客室 1	1 日までごとに	8,030円
	客室 2 から客室 4 まで	1 日までごとに	6,600円
	客室 5	1 日までごとに	13,200円
	客室 6 及び客室 7	1 日までごとに	8,580円
	客室 8 及び客室 9	1 日までごとに	7,370円
浴場		1 人 1 回につき	600円
研修室		1 室 1 時間までごとに	550円
伝承研修室		1 室 1 時間までごとに	790円

(夏井農村地域交流館条例の一部改正)

第 6 条 夏井農村地域交流館条例（平成18年久慈市条例第114号）の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

区分	単位	使用料			
		9 時から17時までの使用		17時から22時までの使用	
		4 時間未満	4 時間以上	3 時間未満	3 時間以上
集会ホール	1 室につき	円 810	円 1,040	円 810	円 1,040
研修室 加工実習室	1 室につき	330	450	330	450

(地下水族科学館条例の一部改正)

第 7 条 地下水族科学館条例（平成18年久慈市条例第132号）の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

区分	単位	利用料金の上限額			
		児童及び中学校生徒	高等学校生徒及び学生	一般	
個人	普通使用	1 回につき	円 330	円 550	円 780
	年間使用	1 年間につき	660	1,100	1,560

20人以上 の団体	1人1回につき	220	330	550
--------------	---------	-----	-----	-----

(平庭高原施設条例の一部改正)

第8条 平庭高原施設条例（平成18年久慈市条例第133号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1の表中

「	1日券	シーズン券	を	1日券	シーズン券	に改める。
	300円	2,000円		330円	2,200円	
	610円	5,090円		670円	5,590円	

別表第3の2の表中

「	利用料金 の上限額	を	利用料金 の上限額	に改める。
	円		円	
	3,250		3,570	
	4,990		5,480	
	4,580		5,030	
	6,000		6,600	
	2,130		2,340	
	3,250		3,570	
	1,520		1,670	
	2,540		2,790	
	4,170		4,580	
5,190	5,700			

別表第3の3の表中

「	利用料金 の上限額	を	利用料金 の上限額	に改める。
	円		円	
	3,250		3,570	
	4,990		5,480	
	1,520		1,670	

2,540」 2,790」

別表第3の4の表中

「 利用料金 の上限額		「 利用料金 の上限額	
円		円	
140		150	
220		240	
1,000		1,100	
1,300		1,430	
1,800	を	1,980	に改める。
2,500		2,750	
1,000		1,100	
2,000		2,200	
600		660	
1,800		1,980	
10,000		11,000	
20,000」		22,000」	

別表第3の5の表中

「 利用料金 の上限額		「 利用料金 の上限額	
円		円	
120	を	130	に改める。
250		270	
60		70	
120」		130」	

(内間木野外体験施設条例の一部改正)

第9条 内間木野外体験施設条例（平成18年久慈市条例第134号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「 市民	その他の者	「 市民	その他の者
------	-------	------	-------

円	円		円	円
8,550	17,110		9,400	18,820
530	1,060		580	1,160
850	1,710	を	930	1,880
105	210		110	230
210	420		230	460
105	210		110	230
210	420	」	230	460

別表第3中表の部分を次のように改める。

区分		単位	使用料			
			2時間以内の使用	2時間を超え4時間までの使用	4時間を超える使用	
ビ ジ タ ー	市民	児童及び中 学校生徒	1人につ き	円 140	円 280	円 1,150
		高等学校生 徒及び一般	1人につ き	280	570	1,730
セ ン タ ー	その他 の者	児童及び中 学校生徒	1人につ き	280	570	2,320
		高等学校生 徒及び一般	1人につ き	570	1,150	3,480

(文化会館条例の一部改正)

第10条 文化会館条例（平成18年久慈市条例第171号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の(1)の表中表の部分を次のように改める。

区分			9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 22時まで	9時から 22時まで
			円	円	円	円
大 ホ ー ル	入場料を徴収しな い場合	休日	21,610	32,480	44,250	88,500
		休日以外の日	18,020	26,990	36,850	73,710
大 ホ ー ル	1,000円以下の入場 料を徴収する場合	休日	28,110	42,220	57,470	115,060
		休日以外の日	23,400	35,050	47,940	95,780

	1,001円以上3,000円以下の入場料を徴収する場合	休日	34,610	51,860	70,800	141,610
		休日以外の日	28,780	43,240	59,030	117,970
	3,001円以上5,000円以下の入場料を徴収する場合	休日	41,100	61,610	84,130	168,150
		休日以外の日	34,270	51,300	70,010	140,040
	5,001円以上の入場料を徴収する場合	休日	47,600	71,350	97,350	194,710
		休日以外の日	39,650	59,480	81,110	162,220
小ホール	入場料を徴収しない場合	休日	7,830	11,640	15,900	31,810
		休日以外の日	6,490	9,740	13,210	26,540
一	1,000円以下の入場料を徴収する場合	休日	9,740	14,560	19,820	39,760
		休日以外の日	8,060	12,210	16,570	33,150
	1,001円以上2,000円以下の入場料を徴収する場合	休日	11,640	17,460	23,850	47,710
		休日以外の日	9,740	14,670	19,930	39,870
	2,001円以上3,000円以下の入場料を徴収する場合	休日	13,660	20,380	27,770	55,680
		休日以外の日	11,300	17,020	23,290	46,480
	3,001円以上の入場料を徴収する場合	休日	15,560	23,290	31,810	63,630
		休日以外の日	12,990	19,490	26,540	53,090
展示室	入場料を徴収しない場合		5,360	7,950	10,970	21,840
	1,000円以下の入場料を徴収する場合		8,060	11,970	16,460	32,820
	1,001円以上の入場料を徴収する場合		10,630	16,010	21,840	43,690
	練習室		2,570	3,240	4,250	9,070
	視聴覚室		2,230	2,790	3,690	7,830
	第1会議室		1,450	1,780	2,340	5,030
	第2会議室		1,450	1,780	2,340	5,030
	第3会議室		1,450	1,780	2,340	5,030
	ミーティングルーム		1,110	1,340	1,780	3,800
	主催者控室		670	890	1,110	2,460

第1楽屋	1,230	1,560	2,010	4,360
第2楽屋	1,230	1,560	2,010	4,360
第3楽屋	670	890	1,110	2,460
第4楽屋	1,340	1,670	2,230	4,690
第5楽屋	890	1,110	1,450	3,130
第6楽屋	890	1,110	1,450	3,130
第7楽屋	550	670	890	1,900
第8楽屋	550	670	890	1,900
第1シャワー室	330	330	550	1,110
第2シャワー室	330	330	550	1,110
第3シャワー室	330	330	550	1,110
第4シャワー室	330	330	550	1,110

別表第2の2の(1)の表中表の部分を次のように改める。

区分		9時から	13時から	18時から	9時から	
		12時まで	17時まで	22時まで	22時まで	
ホ ー ル	入場料を徴収しない場合	休日	円	円	円	円
		休日以外の日	7,830	11,640	14,110	25,860
	1,000円以下の入場料を徴収する場合	休日	9,850	14,560	17,640	32,340
		休日以外の日	8,170	11,750	14,690	26,450
	1,001円以上2,000円以下の入場料を徴収する場合	休日	11,750	17,460	20,580	38,220
		休日以外の日	9,740	14,670	17,640	32,340
	2,001円以上3,000円以下の入場料を徴収する場合	休日	13,770	20,380	23,510	44,090
		休日以外の日	11,410	17,020	20,580	38,220
	3,001円以上の入場料を徴収する場合	休日	15,670	23,290	26,450	49,980
		休日以外の日	12,990	19,490	23,510	44,090
	練習室		2,040	2,340	2,640	5,130
	第1楽屋		890	1,110	1,450	3,130

第2楽屋	890	1,110	1,450	3,130
------	-----	-------	-------	-------

(体育施設条例の一部改正)

第11条 体育施設条例（平成18年久慈市条例第175号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表中表の部分を次のように改める。

区分				利用料金の上限額							
				休日以外の日			休日				
				9時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 22時まで	9時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 22時まで		
貸切使用（1時間まで含む）	メインアリーナ	入場料等を徴収する場合	アマチュア	幼児、児童及び生徒	円	円	円	円	円	円	
			アスリート	一般	1,050	1,350	1,630	1,270	1,610	1,960	
		入場料等を徴収する場合	アマチュア	幼児、児童及び生徒	2,120	2,700	3,280	2,550	3,240	3,930	
			アスリート	一般	8,510	10,830	13,160	10,200	13,000	15,800	
		サブアリーナ	入場料等を徴収する場合	アマチュア	幼児、児童及び生徒	3,190	4,050	4,930	3,820	4,870	5,910
				アスリート	一般	6,380	8,120	9,870	7,650	9,750	11,840
	入場料等を徴収する場合		アマチュア	営利を目的としない場合	12,770	16,250	19,750	15,320	19,510	23,700	
			アスリート	営利を目的とする場合	25,540	32,520	39,520	30,640	39,020	47,420	

入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	幼児、児童及び生徒	1,130	1,400	1,670	1,360	1,680	2,010
	その他の催しに使用する場合	一般	2,270	2,810	3,350	2,720	3,370	4,020
		営利を目的としない場合	4,560	5,640	6,720	5,470	6,760	8,060
		営利を目的とする場合	9,140	11,280	13,440	10,960	13,540	16,120
会議室等	選手控室1 選手控室2 選手控室3	アマチュアスポーツに使用する場合	1室につき110円					
		その他の催しに使用する場合	1室につき280円					
		アマチュアスポーツに使用する場合	1室につき230円					
	第1会議室 第2会議室	その他の催しに使用する場合	1室につき610円					
		普通使用	1回につき110円					
	個人使用	児童及び中学生徒	回数使用	6回につき550円				
普通使用			1回につき230円					
高等学校生徒		回数使用	6回につき1,150円					
		普通使用	1回につき340円					
一般		回数使用	6回につき1,700円					
		普通使用	1回につき110円					
シャワー			1回につき110円					

冷暖房設備	実費を基準として市長が定める額
-------	-----------------

別表第2の2の表貸切使用の項中「660」を「720」に、「990」を「1,080」に、「1,330」を「1,460」に、「1,670」を「1,830」に、「1,990」を「2,180」に、「2,660」を「2,920」に、「3,340」を「3,670」に、「4,000」を「4,400」に、「5,340」を「5,870」に、「6,680」を「7,340」に、「8,010」を「8,810」に、「10,690」を「11,750」に改め、同表個人使用の項中「20円」を「30円」に、「50円」を「60円」に改め、同表備考3中「660円」を「720円」に改め、同表備考4中「500円」を「550円」に改め、同表備考5中「3,620円」を「3,980円」に改める。

別表第2の3の表貸切使用の項中「930円」を「1,020円」に、「1,400円」を「1,540円」に、「1,870円」を「2,050円」に、「2,350円」を「2,580円」に、「2,820円」を「3,100円」に、「3,750円」を「4,120円」に改め、同表個人使用の項中「20円」を「30円」に、「40円」を「50円」に改め、同表備考1中「500円」を「550円」に改め、同表備考2中「3,620円」を「3,980円」に改める。

別表第2の4の表貸切使用の項中「40円」を「50円」に、「80円」を「90円」に改める。

別表第2の5の表の貸切使用の項中「40円」を「50円」に、「90円」を「100円」に改め、同表備考中「500円」を「550円」に改める。

別表第2の6の表管理棟の項中「1,060」を「1,160」に、「2,130」を「2,340」に、「3,200」を「3,520」に改め、同表陸上競技場の項中「1,330」を「1,460」に、「1,870」を「2,050」に、「3,200」を「3,520」に、「3,740」を「4,110」に、「5,080」を「5,580」に、「2,670」を「2,930」に、「6,410」を「7,050」に、「7,490」を「8,230」に、「10,170」を「11,180」に、「50円」を「60円」に、「100円」を「110円」に改め、同表テニスコートの項中「80円」を「90円」に、「170円」を「180円」に改め、同表備考3中「3,620円」を「3,980円」に改め、同表備考4中「1,520円」を「1,670円」に改める。

別表第2の7の表個人の項中「120」を「130」に、「250」を「270」に、「500」を「550」に、「1,080」を「1,180」に、「2,250」を「2,470」に、「4,500」を「4,950」に、「1,200」を「1,320」に、「2,500」を「2,750」に、「5,000」を「5,500」に、同表20人以上の団体の項中「90」を「100」に、「180」を「190」に、「370」を「400」に改め、同表家族の項中「1,010円」を「1,110円」に改め、同表

備考中「200円」を「220円」に改める。

別表第2の8の表貸切使用の項中「40円」を「50円」に改め、同表備考中「500円」を「550円」に改める。

別表第2の9の表個人使用の項中「60」を「70」に、「120」を「130」に、「240」を「260」に改め、同表貸切使用の項中「610」を「670」に、「1,220」を「1,340」に、「390」を「420」に、「790」を「860」に改める。

別表第2の10の表幼児及び児童の項中「60」を「70」に改め、同表中学校生徒の項中「120」を「130」に改め、同表高等学校生徒の項中「180」を「190」に改め、同表一般の項中「250」を「270」に改める。

(三船十段記念館条例の一部改正)

第12条 三船十段記念館条例（平成18年久慈市条例第176号）の一部を次のように改正する。

別表第1 展示室の項中「100円」を「110円」に、「50円」を「60円」に、「150円」を「160円」に、「200円」を「220円」に改める。

別表第2の1の表柔道場の項を次のように改める。

柔道	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
場	1,540	1,980	2,280	3,020	3,020	3,860	3,670	4,740	4,470	5,700	5,810	7,710

別表第2の2の表会議室の項中「480円」を「520円」に、「970円」を「1,060円」に、「360円」を「390円」に、「610円」を「670円」に改める。

(観光交流センター条例の一部改正)

第13条 観光交流センター条例（平成19年久慈市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2 市民協働ホールの項中「20円」を「30円」に、「100円」を「110円」に改め、同表多目的ホールの項中「30円」を「40円」に、「100円」を「110円」に改め、同表山車展示スペースの項中「100円」を「110円」に改め、同表イベントスペースの項中「300円」を「330円」に改める。

(地域防災センター条例の一部改正)

第14条 地域防災センター条例（平成26年久慈市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表多目的ホールの項中「740」を「810」に、「950」を「1,040」に改め、同表

会議室厨房の項中「300」を「330」に、「410」を「450」に改める。

(市民センター条例の一部改正)

第15条 市民センター条例（平成28年久慈市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中表の部分を次のように改める。

区分	単位	使用料			
		9時から17時まで		17時から22時まで	
		4時間未満	4時間以上	3時間未満	3時間以上
大集会室	1室につき	円 5,290	円 6,610	円 5,290	円 7,040
会議室 和室 研修室 展示室 調理室	1室につき	1,600	2,010	1,600	2,110
講師室 小会議室	1室につき	890	1,110	890	1,180

別表の2の表、3の表及び4の表中「920」を「1,010」に、「1,200」を「1,320」に、「380」を「410」に、「510」を「560」に改める。

別表の5の表中表の部分を次のように改める。

区分	単位	使用料			
		9時から12時まで	13時から17時まで	18時から22時まで	9時から22時まで
大講座室	1室につき	円 1,210	円 1,450	円 1,680	円 3,020
中講座室	1室につき	860	1,040	1,220	2,260
和室	1室につき	800	950	1,120	2,090

(情報交流センター条例の一部改正)

第16条 情報交流センター条例（令和元年久慈市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2 多目的室の項中「450円」を「490円」に、「550円」を「600円」に改める。

(久慈広域道の駅条例の一部改正)

第17条 久慈広域道の駅条例（令和3年久慈市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

区分		利用料金の上限額
多目的ホール	営利を目的としない場合	1時間までごとに560円
	営利を目的とする場合	1時間までごとに1,120円
広域ホール	営利を目的としない場合	1時間までごとに280円
	営利を目的とする場合	1時間までごとに570円
屋根付きイベント広場 イベント広場	営利を目的としない場合	10平方メートルにつき 550円
屋外屋根付き通路	営利を目的とする場合	10平方メートルにつき 1,100円
電気自動車用急速充電設備		1分までごとに60円

別表第3 物販施設加工施設飲食施設の項中「1,730円」を「1,900円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条から第17条までの規定による改正後の山形総合センター条例、福祉の村条例、老人福祉センター条例、地域農村センター条例、交流促進センター条例、夏井農村地域交流館条例、地下水族科学館条例、平庭高原施設条例、内間木野外体験施設条例、文化会館条例、体育施設条例、三船十段記念館条例、観光交流センター条例、地域防災センター条例、市民センター条例、情報交流センター条例及び久慈広域道の駅条例（以下「改正後の施設等条例」という。）の使用料及び利用料金に関する規定は、施行日以後の使用又は利用に係る使用料又は利用料金について適用し、施行日前の使用又は利用に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例によ

る。

- 3 改正後の施設等条例の使用料及び利用料金については、施行日前においても、改正後の施設等条例の使用料又は利用料金に関する規定の例により、改正後の施設等条例に定める額を徴収することができる。

令和6年12月5日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

提案理由

公の施設の使用料等を改定しようとするものである。

議案第5号

老人デイサービスセンター条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 老人デイサービスセンター条例（平成18年久慈市条例第102号）
- (2) 養護老人ホーム条例（平成18年久慈市条例第103号）
- (3) 特別養護老人ホーム条例（平成18年久慈市条例第104号）
- (4) 高齢者生活福祉センター条例（平成18年久慈市条例第107号）

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年12月5日提出

久慈市長 遠 藤 譲 一

提案理由

元気の泉デイサービスセンター、大川目地区デイサービスセンター、山根地区デイサービスセンター、宇部地区デイサービスセンター、山形地区デイサービスセンター、久慈市立養寿荘、久慈市立特別養護老人ホームぎんたらず久慈及び久慈市高齢者生活福祉センターを廃止しようとするものである。

議案第6号

久慈市立久慈湊小学校移転改築主体工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

久慈市立久慈湊小学校移転改築主体工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年久慈市条例第50号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 工事名 久慈市立久慈湊小学校移転改築主体工事
- 2 工事場所 久慈市旭町地内
- 3 契約金額 1,780,900,000円
- 4 受注者 住所 久慈市八日町一丁目20番地
氏名 株式会社新田組
代表取締役社長 新田 裕介

令和6年12月5日提出

久慈市長 遠藤 譲一

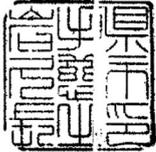
提案理由

久慈市立久慈湊小学校移転改築主体工事の請負契約を締結しようとするものである。



建設工事請負契約書

- 1 工事名 久慈市立久慈湊小学校移転改築主体工事
- 2 工事場所 久慈市旭町地内
- 3 工期 議会の議決を受けた日から起算して5日以内から
令和8年3月31日まで



- 4 工事を施工しない日及び工事を施工しない時間帯の定め

(1) 定めあり (別紙特記仕様書等のとおり)

(2) 定めなし

〔該当する項目に丸印を記載する。〕

- 5 請負代金額 金 1,780,900,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 161,900,000円)

適用税率	税抜	消費税額
10%適用	1,619,000,000円	161,900,000円

- 6 契約保証金 金 178,090,000円

- 7 建設発生土の搬出先等

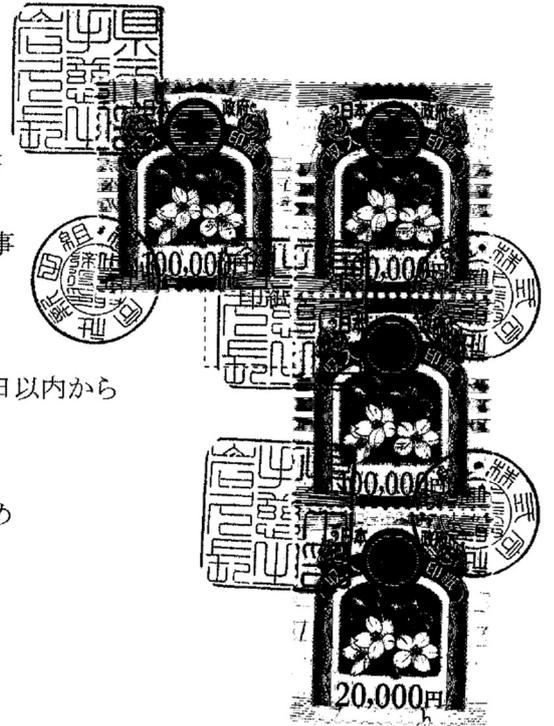
(1) 搬出予定あり (建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。)

(2) 搬出予定なし

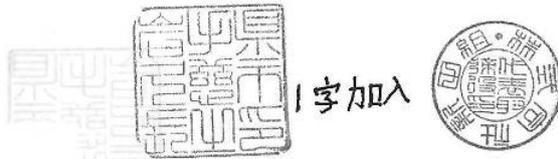
〔該当する項目に丸印を記載する。〕

- 8 解体工事に要する費用等 別紙1のとおり

〔建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)の適用がある場合に使用する。〕



上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別記条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。



1字加入

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

なお、この契約は、議会において可決されたときに本契約として確定することを約し、この建設工事請負契約を締結する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 6 年 11 月 19 日

登録番号 T4000020032077

発注者 久慈市

代表者 久慈市長 遠藤 譲一



登録番号 T9400001007978

受注者 住 所 岩手県久慈八戸町一丁目20番地

株式会社 新田組

氏 名 代表取締役社長 新田 裕介



法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

(建築物に係る新築工事等の場合)

1. 分別解体等の方法

	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①仮設	仮設工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	土工工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用

なし

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

名称 有限会社 陸中商会

所在地:岩手県久慈市夏井町夏井第4地割91番地

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

(受注者の見積金額)

447,700円(税込)

議案第7号

久慈市立久慈湊小学校移転改築電気設備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

久慈市立久慈湊小学校移転改築電気設備工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年久慈市条例第50号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 工事名 久慈市立久慈湊小学校移転改築電気設備工事
- 2 工事場所 久慈市旭町地内
- 3 契約金額 295,570,000円
- 4 受注者 住所 久慈市中町一丁目46番地
氏名 株式会社葛巻電気
代表取締役 葛巻 泰雄

令和6年12月5日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

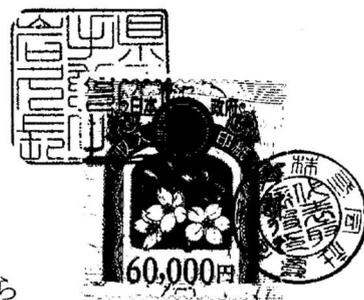
提案理由

久慈市立久慈湊小学校移転改築電気設備工事の請負契約を締結しようとするものである。



建設工事請負契約書

- 1 工事名 久慈市立久慈湊小学校移転改築電気設備工事
- 2 工事場所 久慈市旭町地内
- 3 工期 議会の議決を受けた日から起算して5日以内から
令和8年3月31日まで



- 4 工事を施工しない日及び工事を施工しない時間帯の定め
- (1) 定めあり (別紙特記仕様書等のおとり)
- (2) 定めなし
- [該当する項目に丸印を記載する。]

- 5 請負代金額 金 295,570,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 26,870,000円)

適用税率	税抜	消費税額
10%適用	268,700,000円	26,870,000円

- 6 契約保証金 金 29,557,000円

- 7 建設発生土の搬出先等

- (1) 搬出予定あり (建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。)

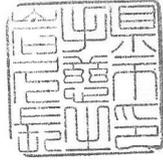
- (2) 搬出予定なし
- [該当する項目に丸印を記載する。]

- 8 解体工事に要する費用等 別紙1のおとり

[建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)の適用がある場合に使用する。]



上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別記条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。



「字加



また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

なお、この契約は、議会において可決されたときに本契約として確定することを約し、この建設工事請負契約を締結する。

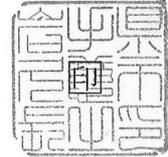
本契約締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 6 年 11 月 19 日

登録番号 T4000020032077

発注者 久慈市

代表者 久慈市長 遠 藤 讓 一



登録番号 T8400001007954

受注者 住 所 岩手県久慈中町一丁目46番地

株式会社 葛巻電気

氏 名 代表取締役 葛 巻 泰 雄



別紙1 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく記載事項

1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土木	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用
(受注者の見積金額)

0 円(税込)

(注)解体工事の場合のみ記載する。

なし

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

名称 なし

所在地なし

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用
(受注者の見積金額)

0 円(税込)

議案第8号

久慈市立久慈湊小学校移転改築機械設備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

久慈市立久慈湊小学校移転改築機械設備工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年久慈市条例第50号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 工事名 久慈市立久慈湊小学校移転改築機械設備工事
- 2 工事場所 久慈市旭町地内
- 3 契約金額 327,800,000円
- 4 受注者 住所 久慈市大川目町第1地割67番地2
氏名 株式会社カネヨシ水道工業所
代表取締役社長 嵯峨 庸肇

令和6年12月5日提出

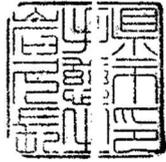
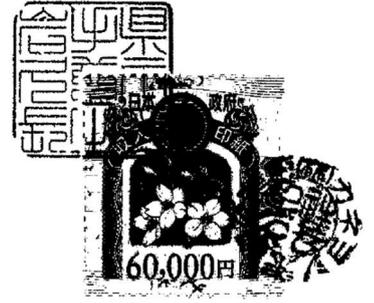
久慈市長 遠藤 譲一

提案理由

久慈市立久慈湊小学校移転改築機械設備工事の請負契約を締結しようとするものである。



建設工事請負契約書



- 1 工事名 久慈市立久慈湊小学校移転改築機械設備工事
- 2 工事場所 久慈市旭町地内
- 3 工期 議会の議決を受けた日から起算して5日以内から
令和8年3月31日まで

- 4 工事を施工しない日及び工事を施工しない時間帯の定め
- (1) 定めあり (別紙特記仕様書等のとおり)
- (2) 定めなし
- [該当する項目に丸印を記載する。]

- 5 請負代金額 金 327,800,000円
- (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 29,800,000円)

適用税率	税抜	消費税額
10%適用	298,000,000円	29,800,000円

- 6 契約保証金 金 32,780,000円

- 7 建設発生土の搬出先等

- (1) 搬出予定あり (建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。)

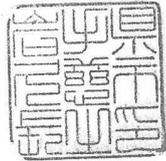
- (2) 搬出予定なし
- [該当する項目に丸印を記載する。]

- 8 解体工事に要する費用等 別紙1のとおり

[建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)の適用がある場合に使用する。]



上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別記条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。



1字加入



また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

なお、この契約は、議会において可決されたときに本契約として確定することを約し、この建設工事請負契約を締結する。

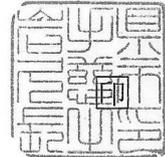
本契約締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 6 年 11 月 19 日

登録番号 T4000020032077

発注者 久慈市

代表者 久慈市長 遠藤 譲一



登録番号 T6400001007931

受注者 住所 岩手県久慈市日町第1地割67番地2

株式会社 久慈市水道工業所

氏名 代表取締役 嶋 峨 庸 肇



別紙 1

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

法第13条及び省令第4条に基づく書面

1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土木	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用
(受注者の見積金額)

円(税込)

(注)解体工事の場合のみ記載する。

なし

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

名称

なし

所在地

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用
(受注者の見積金額)

0円(税込)

議案第9号

久慈市立久慈湊小学校移転改築造成工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて

令和6年3月22日に議会の議決を経た久慈市立久慈湊小学校移転改築造成工事の請負契約の締結に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年久慈市条例第50号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 工事名 久慈市立久慈湊小学校移転改築造成工事
- 2 工事場所 久慈市旭町地内
- 3 受注者 住所 久慈市源道第13地割21番地
氏名 株式会社中塚工務店
代表取締役 中塚 邦幸

4 変更の内容

項目	変更前	変更後
契約金額	347,281,000円	389,265,800円

令和6年12月5日提出

久慈市長 遠藤 譲一

提案理由

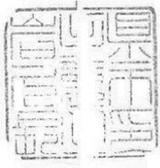
久慈市立久慈湊小学校移転改築造成工事の請負変更契約を締結しようとするものである。



建設工事請負変更契約書



- 1 工事名 久慈市立久慈湊小学校移転改築造成工事
- 2 工事場所 久慈市旭町地内
- 3 契約変更の内容
 - (1) 変更による設計内容等
別添設計図書のとおり
 - (2) 変更による工事完成期限
変更なし
 - (3) 変更による請負代金の増減額
増額 金41,984,800円
(うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額 金3,816,800円)
 - (4) 追納保証金
なし



令和6年3月22日付けをもって発注者と受注者との間で締結した契約の一部につき、上記のとおり変更契約を締結する。ただし、変更契約についても原契約に記載された条件を遵守するものとする。

なお、この契約は、議会において可決されたときに本契約として確定することを約し、この建設工事請負契約を締結する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年11月13日

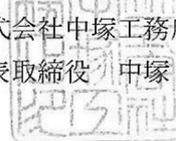
登録番号 T4000020032077

発注者 久慈市
代表者 久慈市長 遠藤 譲一



登録番号 T6400001008005

受注者 住所 岩手県久慈市源道第13地割21番地
氏名 株式会社中塚工務店
代表取締役 中塚 邦幸



議案第10号

財産の譲渡に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を無償譲渡するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

1 譲渡する目的

社会福祉法人久慈市社会福祉事業団の事業の用に供するため

2 譲渡する財産

種別	財産の所在地	細目	数量
土地	久慈市旭町第7地割105番地10	雑種地	8,957.57㎡
	久慈市旭町第7地割105番地11		
	久慈市旭町第7地割105番地15		
	久慈市大川目町第23地割2番地4	学校用地、畑	6,017.86㎡
	久慈市大川目町第23地割9番地1		
	久慈市大川目町第23地割9番地3		
	久慈市大川目町第23地割9番地4		
	久慈市宇部町第5地割41番地2	宅地	2,022.10㎡
建物	久慈市旭町第7地割105番地10	特別養護老人ホーム	2,316.35㎡
	久慈市大川目町第23地割2番地4	養護老人ホーム	1,331.70㎡
		デイサービスセンター	285.00㎡
	久慈市宇部町第5地割41番地2	デイサービスセンター	359.47㎡

3 譲渡の相手方

住所 久慈市旭町第7地割105番地10

名称 社会福祉法人久慈市社会福祉事業団

令和6年12月5日提出

久慈市長 遠藤 譲一

提案理由

社会福祉法人久慈市社会福祉事業団に事業の用に供する土地及び建物を無償譲渡しようとするものである。

議案第11号

財産の譲渡に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を無償譲渡するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

1 譲渡する目的

社会福祉法人山形福社会の事業の用に供するため

2 譲渡する財産

種別	財産の所在地	細目	数量
土地	久慈市山形町川井第12地割55番地5	宅地	3,195.79㎡
	久慈市山形町川井第12地割60番地5		
	久慈市山形町川井第12地割60番地6		
建物	久慈市山形町川井第12地割55番地5	高齢者生活福祉センター	405.47㎡
	久慈市山形町川井第12地割60番地6	デイサービスセンター	348.12㎡

3 譲渡の相手方

住所 久慈市山形町川井第12地割55番地1

名称 社会福祉法人山形福社会

令和6年12月5日提出

久慈市長 遠藤 譲一

提案理由

社会福祉法人山形福社会に事業の用に供する土地及び建物を無償譲渡しようとするものである。

議案第12号

指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり指定管理者の指定をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
久慈市交流促進センター	別嬪コンシューマーサービス 合同会社	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで

令和6年12月5日提出

久慈市長 遠藤 譲一

提案理由

久慈市交流促進センターの管理を行わせるため、指定管理者の指定をしようとするものである。

議案第 12 号参考資料

指定管理者候補者「別嬪コンシューマーサービス合同会社」の概要

- 1 本店所在地
岩手県久慈市小久慈町第 18 地割 3 番地 1
- 2 会社成立年月日
令和 6 年 8 月 29 日
- 3 設立目的（事業内容）
 - （1）温泉利用施設の運営
 - （2）飲食店業
 - （3）宿泊施設の運営
 - （4）宅地建物取引業
 - （5）管工事業
 - （6）不動産の売買、貸借及びその仲介、管理並びに不動産の売買、貸借の代理
 - （7）前各号に附帯する一切の事業
- 4 資本金の額
100 万円
- 5 社員
代表社員及び業務執行社員 萩生田 正昭
代表社員 萩生田 清子

議案第13号

市道路線の認定に関し議決を求めることについて

次の市道路線を認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

認定しようとする路線

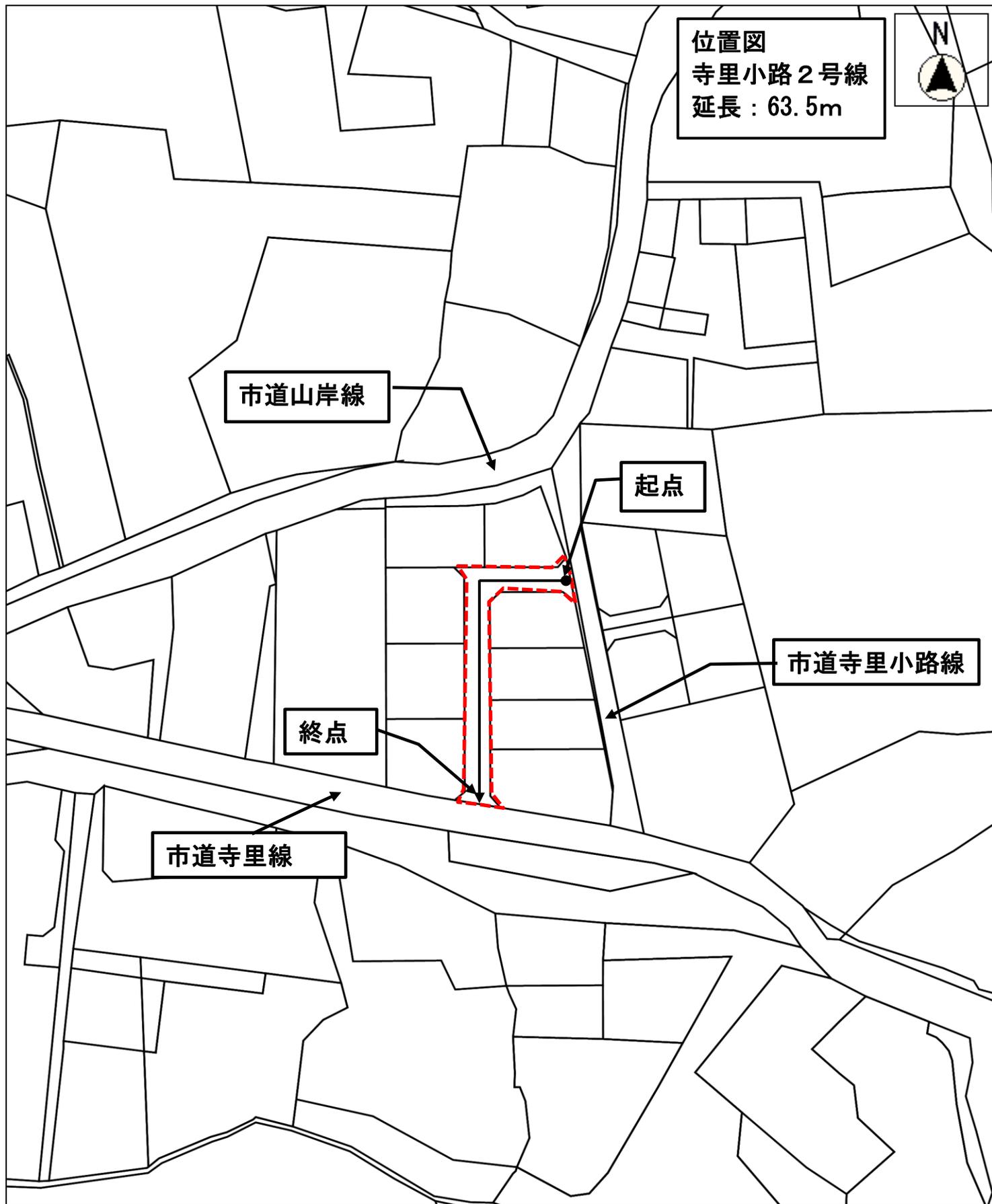
路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
1163	寺里小路2号線	久慈市寺里第30地割 9番9号地先	久慈市寺里第30地 割9番12号地先	

令和6年12月5日提出

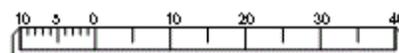
久慈市長 遠藤 譲 一

提案理由

寺里小路2号線について、公共性が認められるので市道に認定しようとするものである。



縮尺 1 : 1000



報告第1号

令和6年度久慈市一般会計補正予算（専決第2号）に関する専決処分の報告について

参議院岩手県選出議員補欠選挙執行に係る経費を追加する令和6年度久慈市一般会計補正予算（専決第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、報告する。

令和6年12月5日提出

久慈市長 遠藤 譲 一



専決処分書

参議院岩手県選出議員補欠選挙執行に係る経費を追加する令和6年度久慈市一般会計補正予算（専決第2号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別冊のとおり専決処分する。

令和6年9月30日

久慈市長 遠藤 譲 一

令和6年度久慈市一般会計補正予算（専決第2号）

令和6年度久慈市の一般会計補正予算（専決第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39,878千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,099,921千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年度

久慈市一般会計補正予算

（専決第2号）

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15 県支出金		1,492,760	39,878	1,532,638
	3 委託金	68,111	39,878	107,989
歳 入 合 計		23,060,043	39,878	23,099,921

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		4,107,167	39,878	4,147,045
	4 選挙費	24,102	39,878	63,980
歳 出 合 計		23,060,043	39,878	23,099,921

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
15 県支出金	1,492,760	39,878	1,532,638
歳入合計	23,060,043	39,878	23,099,921

一般会計補正予算説明書

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	4,107,167	39,878	4,147,045
歳出合計	23,060,043	39,878	23,099,921

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
39,878			
39,878			

2 歳 入

15款 県支出金
3項 委託金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 総務費委託金	56,278	39,878	96,156
計	68,111	39,878	107,989

節		説 明	千円
区 分	金 額		
3 選挙	39,878	参議院岩手県選出議員補欠選挙執行経費	39,878

3 歳 出

2 款 総務費 4 項 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 参議院議員 選挙費	0	39,878	39,878	39,878			
計	24,102	39,878	63,980	39,878			

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
1 報酬	5,094	参議院岩手県選出議員補欠選挙執行経費
3 職員手当等	19,046	
4 共済費	108	
7 報償費	401	
8 旅費	205	
10 需用費	3,390	
11 役務費	3,335	
12 委託料	5,682	
13 使用料及び 賃借料	1,391	
17 備品購入費	1,226	
		39,878

補正予算給与費明細書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	その他 の 手当 (千円)	計 (千円)				
				年間支給率 (月分) (3.35)							
補正後	長 等	3		24,516	7,871 (3.35)	267	102	32,756	8,631	41,387	
	議 員	20	74,052		23,774 (3.35)			97,826	21,356	119,182	
	その他の 特別職	1,722	110,167					110,167		110,167	
	計	1,745	184,219	24,516	31,645	267	102	240,749	29,987	270,736	
補正前	長 等	3		24,516	7,871 (3.35)	267	102	32,756	8,631	41,387	
	議 員	20	74,052		23,774 (3.35)			97,826	21,356	119,182	
	その他の 特別職	1,442	107,095					107,095		107,095	
	計	1,465	181,147	24,516	31,645	267	102	237,677	29,987	267,664	
比 較	長 等										
	議 員										
	その他の 特別職	280	3,072					3,072		3,072	
	計	280	3,072					3,072		3,072	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(275) 351	327,188	1,399,342	888,841	2,615,371	714,567	3,329,938	
補正前	(274) 351	325,166	1,399,342	869,795	2,594,303	714,459	3,308,762	
比 較	(1)	2,022		19,046	21,068	108	21,176	

備考 () 内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたものを。

区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)
	補正後	38,868	24,509	1,075	432	20,274
補正前	38,868	24,509	1,075	432	20,274	75,240
比 較						19,046
職員手当 の内訳	特別調整額 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末・勤勉手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	
補正後	29,238		20,992	657,979	1,188	
補正前	29,238		20,992	657,979	1,188	
比 較						

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(6) 332		1,247,407	707,590	1,954,997	595,245	2,550,242	
補正前	(6) 332		1,247,407	688,676	1,936,083	595,245	2,531,328	
比 較	()			18,914	18,914		18,914	

備考 () 内は、再任用短時間勤務職員を外書きしたもの。

区 分	扶養手当	通勤手当	宿日直手当	特殊勤務手当	住居手当	超過勤務手当
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後	38,868	16,516	1,075	432	20,274	84,373
補正前	38,868	16,516	1,075	432	20,274	65,459
比 較						18,914
区 分	特別調整額 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末・勤勉手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	
補正後	29,238		20,992	494,634	1,188	
補正前	29,238		20,992	494,634	1,188	
比 較						

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(269) 19	327,188	151,935	181,251	660,374	119,322	779,696	
補正前	(268) 19	325,166	151,935	181,119	658,220	119,214	777,434	
比 較	(1)	2,022		132	2,154	108	2,262	

備考 () 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたもの。

区 分	通勤手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	期末・勤勉手当 (千円)
補正後	7,993			9,913	163,345
補正前	7,993			9,781	163,345
比 較				132	

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
報 酬	2,022	その他の 増減分	2,022	○実績見込みによる増	
職員手当	19,046	その他の 増減分	19,046	○実績見込みによる増	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
職員手当	18,914	その他の 増減分	18,914	○実績見込みによる増	

イ 会計年度任用職員

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
報 酬	2,022	その他の 増減分	2,022	○実績見込みによる増	
職員手当	132	その他の 増減分	132	○実績見込みによる増	

報告第2号

令和6年度久慈市一般会計補正予算（専決第3号）に関する専決処分の報告について

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行に係る経費を追加する令和6年度久慈市一般会計補正予算（専決第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、報告する。

令和6年12月5日提出

久慈市長 遠藤 譲 一



専決処分書

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行に係る経費を追加する令和6年度久慈市一般会計補正予算（専決第3号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別冊のとおり専決処分する。

令和6年10月10日

久慈市長 遠藤 譲 一

令和6年度久慈市一般会計補正予算（専決第3号）

令和6年度久慈市の一般会計補正予算（専決第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43,995千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,143,916千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年度

久慈市一般会計補正予算

（専決第3号）

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15 県支出金		1,532,638	43,995	1,576,633
	3 委託金	107,989	43,995	151,984
歳 入 合 計		23,099,921	43,995	23,143,916

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		4,147,045	43,995	4,191,040
	4 選挙費	63,980	43,995	107,975
歳 出 合 計		23,099,921	43,995	23,143,916

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
15 県支出金	1,532,638	43,995	1,576,633
歳入合計	23,099,921	43,995	23,143,916

一般会計補正予算説明書

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	4,147,045	43,995	4,191,040
歳出合計	23,099,921	43,995	23,143,916

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
43,995			
43,995			

2 歳 入

15款 県支出金
3項 委託金

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費委託金	96,156	43,995	140,151
計	107,989	43,995	151,984

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
3 選挙	43,995	衆議院議員総選挙執行経費 43,995

3 歳 出

2 款 総務費
4 項 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 衆議院議員 総選挙及び 最高裁判所 裁判官国民 審査費	0	43,995	43,995	43,995			
計	63,980	43,995	107,975	43,995			

節		区 分	金 額	説 明
区 分	金 額			
	千円			千円
1	報酬	4,528		衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行経費
3	職員手当等	20,019		
4	共済費	77		
7	報償費	401		
8	旅費	188		
10	需用費	4,592		
11	役務費	3,335		
12	委託料	6,676		
13	使用料及び 賃借料	1,369		
17	備品購入費	2,810		
				43,995

補正予算給与費明細書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	寒冷地 手当 (千円)	その他 の 手当 (千円)	計 (千円)				
補正後	長 等	3		24,516	7,871 (3.35)	267	102	32,756	8,631	41,387	
	議 員	20	74,052		23,774 (3.35)			97,826	21,356	119,182	
	その他の 特別職	1,982	113,023					113,023		113,023	
	計	2,005	187,075	24,516	31,645	267	102	243,605	29,987	273,592	
補正前	長 等	3		24,516	7,871 (3.35)	267	102	32,756	8,631	41,387	
	議 員	20	74,052		23,774 (3.35)			97,826	21,356	119,182	
	その他の 特別職	1,722	110,167					110,167		110,167	
	計	1,745	184,219	24,516	31,645	267	102	240,749	29,987	270,736	
比 較	長 等										
	議 員										
	その他の 特別職	260	2,856					2,856		2,856	
	計	260	2,856					2,856		2,856	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(276) 351	328,860	1,399,342	908,860	2,637,062	714,644	3,351,706	
補正前	(275) 351	327,188	1,399,342	888,841	2,615,371	714,567	3,329,938	
比 較	(1)	1,672		20,019	21,691	77	21,768	

備考 () 内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたものを。

区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)
	補正後	38,868	24,509	1,075	432	20,274
補正前	38,868	24,509	1,075	432	20,274	94,286
比 較						20,019
区 分	特別調整額 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末・勤勉手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	
補正後	29,238		20,992	657,979	1,188	
補正前	29,238		20,992	657,979	1,188	
比 較						

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(6) 332		1,247,407	727,477	1,974,884	595,245	2,570,129	
補正前	(6) 332		1,247,407	707,590	1,954,997	595,245	2,550,242	
比 較	()			19,887	19,887		19,887	

備考 () 内は、再任用短時間勤務職員を外書きしたもの。

区 分	扶養手当	通勤手当	宿日直手当	特殊勤務手当	住居手当	超過勤務手当
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後	38,868	16,516	1,075	432	20,274	104,260
補正前	38,868	16,516	1,075	432	20,274	84,373
比 較						19,887
区 分	特別調整額 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末・勤勉手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	
補正後	29,238		20,992	494,634	1,188	
補正前	29,238		20,992	494,634	1,188	
比 較						

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(270) 19	328,860	151,935	181,383	662,178	119,399	781,577	
補正前	(269) 19	327,188	151,935	181,251	660,374	119,322	779,696	
比 較	(1)	1,672		132	1,804	77	1,881	

備考 () 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたもの。

区 分	通勤手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	期末・勤勉手当 (千円)
補正後	7,993			10,045	163,345
補正前	7,993			9,913	163,345
比 較				132	

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
		その他の 増減分			
報 酬	1,672		1,672	○実績見込みによる増	
職員手当	20,019		20,019	○実績見込みによる増	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
		その他の 増減分			
職員手当	19,887		19,887	○実績見込みによる増	

イ 会計年度任用職員

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
		その他の 増減分			
報 酬	1,672		1,672	○実績見込みによる増	
職員手当	132		132	○実績見込みによる増	